

「財務省理財局の情報システムに係る補正及び維持管理 一式 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容		修正有無	回答
	対象	頁	項目番号	該当部分	修正案	理由・質問		
1	調達仕様書(案)	4-33	4.2.1.4	4.2.1.4 インシデント管理  インシデント管理(障害管理、案件管理)では、インシデント管理表の作成から完了までを管理すること。システム所管課から問合せ、調査依頼等を受けた際、インシデント番号を発行し、運用支援作業項目一覧に内容を記載する。	-	本システムを運用する上で必要な問合せ、調査依頼と認識しています。 したがって、並行して調達される個別システムのシステム開発事業者からの現行システム仕様(現行ドキュメントの記載内容、動作環境仕様、アプリケーション動作仕様、プログラム実装等)に関わる問合せへの対応は、システムの運用・保守作業に関わるものではないため、本調達の範囲外と認識しています。この認識に相違ないでしょうか。	-	ご意見を賜りありがとうございます。  調達仕様書(案)「4.2.1.4 インシデント管理」の作業範囲は、本システムを運用する上で発生するインシデント・障害の管理及び業務を遂行する上で必要となる問合せや調査依頼等の管理となります。  なお、上記作業範囲以外における、並行して調達する個別システムのシステム開発事業者(脱COBOL言語に係るシステム改修事業者)からの現行システム仕様(現行ドキュメントの記載内容、動作環境仕様、アプリケーション動作仕様、プログラム実装等)に関わる問合せへの対応については、財務省と協議の上、必要に応じて、調達仕様書(案)「4.3.1.3 アプリケーション改善・仕様変更」にかかる工数を使用して作業を行う場合があります。
2	調達仕様書(案)	4-35	4.2.2.5	4.2.2.5 業務資源リリース  システム所管課から新規システム等のリリースに当たり、必要な設定変更・環境変更等の依頼を受けた場合は、十分に検証をした上で、リリース作業を実施すること。なお、リリース作業実施後、動作確認を実施すること。	-	現在運用中の本システムにリリースする資源に対する作業と認識しています。 並行して調達されるシステム改修業務受託者がテスト等を実施する目的で、本システムの環境を利用する際のリリース作業は、システムの運用・保守作業に関わるものではないため、本調達の範囲外と認識しています。この認識に相違ないでしょうか。	-	ご意見を賜りありがとうございます。  調達仕様書(案)「4.2.2.5 業務資源リリース」における作業範囲は、現在運用中の本システムにリリースする資源に対する作業となります。  なお、並行して調達する個別システムのシステム開発事業者(脱COBOL言語に係るシステム改修事業者)がテスト等を実施する目的で行うリリース作業は、財務省と協議の上、必要に応じて、調達仕様書(案)「4.3.1.3 アプリケーション改善・仕様変更」にかかる工数を使用して作業を実施する場合があります。
3	調達仕様書(案)	5-50	5.1.3.2	5.1.3.2 プロジェクト管理方針  ③ 他事業者との連携 本業務の実施に当たっては、別途調達している個別システムのシステム開発事業者、通信回線事業者、機器納入事業者及びヘルプデスク事業者と緊密に連携し、各作業を円滑に実施すること。具体的には、システム開発事業者とのプログラム等資源の受け渡し・リリース日の調整、ハードウェア等保守事業者との機器故障時における復旧やハードウェア保守等に係る調整・確認、ヘルプデスク事業者との利用者問合せから派生する調査対応、システム停止予定の共有等を想定している。	-	個別システムのシステム改修事業者との連携内容としては、「プログラム等資源の受け渡し・リリース日の調整」のみと捉えて問題ないでしょうか。想定されている連携内容を明記いただいた方がよいと考えます。	○	ご意見を賜りありがとうございます。  個別システムのシステム改修事業者との連携内容としては、プログラム等資源(設計書、定義ファイル、プログラムソース、シェルソース等)(※)の受け渡し・リリース日の調整を想定しています。そのため、以下のとおり調達仕様書(案)を修正します。 ※必要となる情報は財務省から提示します。  なお、上記連携内容以外に、並行して調達する個別システムのシステム開発事業者(脱COBOL言語に係るシステム改修事業者)との間で生じる連携内容については、財務省と協議の上、必要に応じて、調達仕様書(案)「4.3.1.3 アプリケーション改善・仕様変更」にかかる工数を使用して作業を行う場合があります。  【修正前】 ③ 他事業者との連携 本業務の実施に当たっては、別途調達している個別システムのシステム開発事業者、通信回線事業者、機器納入事業者及びヘルプデスク事業者と緊密に連携し、各作業を円滑に実施すること。具体的には、システム開発事業者とのプログラム等資源の受け渡し・リリース日の調整、ハードウェア等保守事業者との機器故障時における復旧やハードウェア保守等に係る調整・確認、ヘルプデスク事業者との利用者問合せから派生する調査対応、システム停止予定の共有等を想定している。  【修正後】 ③ 他事業者との連携 本業務の実施に当たっては、別途調達している個別システムのシステム開発事業者、通信回線事業者、機器納入事業者及びヘルプデスク事業者と緊密に連携し、各作業を円滑に実施すること。具体的には、システム開発事業者との現行システムに係るプログラム等資源(設計書、定義ファイル、プログラムソース、シェルソース等)(※)の受け渡し・リリース日の調整、ハードウェア等保守事業者との機器故障時における復旧やハードウェア保守等に係る調整・確認、ヘルプデスク事業者との利用者問合せから派生する調査対応、システム停止予定の共有等を想定している。 ※必要となる情報は財務省から提示します。
4	調達仕様書(案)	10-64	10.1	10.1 前提条件等  ● 受託者は、本業務の遂行に必要な開発・検証用の環境を自己の責任と負担において用意すること。なお、財政融資資金電算機処理システムのみ保守環境を有するが、インシデントに対する調査やリリース前の検証等に活用するものであり、開発時の検証用環境は受託者が用意すること。	-	本業務受託者の責任で開発・検証用の環境を用意することから、用意した環境に関する構築手順、設定情報等の提供は、本調達の範囲外と認識しています。例外として、貴省監査等の目的に必要な情報提供には応じる必要があると理解しています。この認識に相違ないでしょうか。	-	ご意見を賜りありがとうございます。ご認識のとおりです。
5	調達仕様書(案)	10-64	10.1	10.1 前提条件等  ● 受託者は、本業務の遂行に必要な開発・検証用の環境を自己の責任と負担において用意すること。なお、財政融資資金電算機処理システムのみ保守環境を有するが、インシデントに対する調査やリリース前の検証等に活用するものであり、開発時の検証用環境は受託者が用意すること。	-	保守環境は、「インシデントに対する調査やリリース前の検証等に活用する」目的が最優先であり、システム改修事業者がテスト等で頻繁に使用することはないと認識しています。 システム改修事業者が保守環境を利用する場合の、利用にあたっての各種情報提供は、本調達の範囲外と認識していますが、相違ないでしょうか。	-	ご意見を賜りありがとうございます。  システム改修事業者が行うテスト等のための保守環境の利用頻度は、財務省と協議の上、過大とならないよう調整します。  なお、並行して調達する個別システムのシステム開発事業者(脱COBOL言語に係るシステム改修事業者)が保守環境を利用する場合の、利用にあたっての各種情報提供については、財務省と協議の上、必要に応じて、調達仕様書(案)「4.3.1.3 アプリケーション改善・仕様変更」にかかる工数を使用して作業を実施する場合があります。
6	調達仕様書(案)	10-64	10.1	10.1. 前提条件等  ● 財務省及び千代田区内の施設の設備(電源、コピー機等)及び共用施設(食堂、トイレ、休憩所等)の利用については、システム所管課の指示に従うこと。また、本業務に必要な事務用品等(机、椅子、クライアント端末、電話、FAX、電話回線、HUB、LAN、その他本業務に必要なもの)については、受託者の負担により用意すること。なお、事務用品等の搬入・工事については、事前にシステム所管課に施設の使用のための諸条件を確認し、システム所管課の承認を得たうえで工事等を実施すること。	-	貴省各調達の受託者が必要な事務用品等を各受託者の負担で用意する認識です。 (本業務受託者が用意した事務用品等は、他の事業者への貸与は想定していません。)	-	ご意見を賜りありがとうございます。ご認識のとおりです。
7	調達仕様書(案)別紙1 理財局の情報システム運用保守作業体系	2/7	2-1-12	2-1-12 報告 (2) 非定期報告  (財政融資システム) ・リリース作業、システム保守作業の計画説明、報告を行う ・外部組織との会議へ参加する	-	運用・保守作業に関わる外部組織との会議への参加は、システム運用・保守作業の内容に関わるものが対象と認識しています。システム改修事業者のみの作業に関連する外部組織(システム改修事業者含む)との会議への参加は、本調達の範囲外と認識していますが、相違ないでしょうか。	-	ご意見を賜りありがとうございます。  運用・保守作業に関わる外部組織との会議への参加は、システム運用・保守作業の内容に関わるものが対象となります。  なお、システム改修事業者の作業に関連する外部組織(システム改修事業者含む)との会議への参加は、財務省と協議の上、必要に応じて、調達仕様書(案)「4.3.1.3 アプリケーション改善・仕様変更」にかかる工数を使用して作業を実施する場合があります。
8	調達仕様書(案)別紙1 理財局の情報システム運用保守作業体系	2/7	2-1-12	2-1-12 報告 (3) 調査報告  (財政融資システム) 各種ソフトウェア利用状況調査、外部組織からの調査依頼に対応する	-	運用・保守作業に関わる外部組織からの調査依頼が対象と認識しています。システム改修事業者の作業に関連した外部組織(システム改修事業者含む)からの調査依頼は、システムの運用・保守作業に関わるものではないため、本調達の範囲外と認識していますが、相違ないでしょうか。	-	ご意見を賜りありがとうございます。  運用・保守作業に関わる外部組織からの調査依頼は、システム運用・保守作業の内容に関わるものが対象となります。  なお、システム改修事業者の作業に関連した外部組織(システム改修事業者含む)からの調査依頼は、財務省と協議の上、必要に応じて、調達仕様書(案)「4.3.1.3 アプリケーション改善・仕様変更」にかかる工数を使用して作業を実施する場合があります。